

これまでも これからも 憲法への思い貫く



寒中お見舞申し上げます

昨年は本当にお世話になりました。今年も小倉東総合法律事務所をよろしくお願いたします。

さて、最近はかなり季節感が薄れてきていますが、やはり新しい年を迎えると身が引き締まる思いがします。特に今年は、政府が改憲の動きをさらに進める可能性があるのも、より一層身が引き締まる思いです。もちろん、当事務所は、今の憲法を守ろう、言い換えれば、現在の改憲に向けた動きの中で今の憲法の素晴らしさを知らせ、改めて今の憲法を選び取るという意味で、改憲の発議をさせないという立場です。

今の憲法を選び取るのも、新しい憲法を選び取るのも、その力を持っているのは私たち自身です。しかし、大切なことは、その力を私たちは、私たち自身のためだけでなく私たちの子孫、将来の国民のためにも正しく使う責

任があるということです。

憲法は、前文で「われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」、11条は「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」、97条は「これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と繰り返し述べて、このことを明確にしています。

私たちの子孫、将来の国民のために、憲法を選び取る力を正しく使う責任を果たすには、私たちは、私たちの子孫、将来の国民と真摯に向き合い、

話をしなければなりません。もちろん、頭や心の中で話をするのです。想像する力や理性の力で、このような話をするのが私たち人間だからです。

政府は、たくさんのお金を使って、マスメディアやSNSを動かし、大量の宣伝をして、私たちが冷静に考えること、つまり、私たちの子孫、将来の国民と話をすることを妨害するでしょう。私たちの感情に訴えかけて、情動的な判断をするように操作してくるでしょう。そのときにこそ、私たちは、一息ついて、自分のそばに目に見えない子ども達がいることを思い出し、その子ども達の声に耳をすまさないといけません。

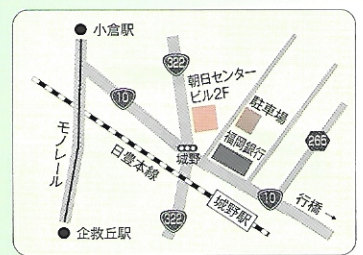
新年早々、硬い話になって恐縮ですが、今年は皆さんとともに、将来の子ども達の声を聞き、今の憲法を再び選び取っていく年にしたいと思います。

■ みなさんといっしょに環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

東風

No.34

- 発行日 2019年1月吉日
- 発行所 小倉東総合法律事務所
- 編集者 荒牧 啓一
- 連絡先 〒802-0062 北九州市小倉北区片野新町2丁目12番21号
朝日センタービル2階
TEL.093(932)5575
FAX.093(932)5600
e-mail:ponpoko@lime.ocn.ne.jp





事務所は20歳を迎えました

これからも 憲法を活かし 頑張ります



今年は「小倉東総合法律事務所」ができて満20年になります。1900年代最後の1999年（平成11年）1月1日に事務所を開設しました。皆様への感謝を込めてこの20年を振り返ってみました。

私たちは、地域に根ざした町医者的な法律事務所を目指して、北九州市及び近隣市町村の交通の要所である「城野四つ角」（小倉北区片野新町）に事務所を開きました。地の利を生かし、開所20年を経た現在では、地元地域・北九州市内だけでなく行橋・田川・中津・下関などからもご依頼をいただけるようになりました。

最初の4年間は、弁護士は荒牧（司法研修所37期）が一人でした。3年目に北九州部会の副部長、4年目に県弁副会長兼日本弁護士連合会の理事を遣らせていただきました。その1年間は月に半分くらいは事務所に居ないという生活でした。丁度、司法改革の真っ最中で、小泉内閣の下、法テラス、ロースクール制度などができ、様々な改革が行われました。事務所はもつのだろうかと心配していましたが、気が付くと2003年1月に我那覇東子（50期）弁護士が入所してくれました。その後縄田浩孝（47期、2006年3月入所）が入所しました。2人とも北九州第一事務所から独立・移籍してくれました。その後、江上裕之弁護士（61期、2016年独立）、小森瑛博弁護士（68期）、そして、今年弁護士になったばかりの白石覚（71期）弁護士が入所して5人体制になりました。

事務所として、何ができたかについて、集団事件に関しては忸怩たる面もありますが、筑豊塵肺訴訟（荒牧、縄田）、白島石油備蓄基地訴訟（荒牧）、生存権訴訟事件（縄田）、オンズマン活動（我那覇、小森）などに関与させていただきました。もっとも、労働者側での労働事件、患者側での医療事件、様々な消費者事件、離婚、相続など個別の事件を含めると、あらゆるジャンルの事件を担当してきました。かかる点では、町医者的活動はそれなりにできたかなと思っています。

2004年、井上ひさしさんから9人が呼び掛けた「9条の会」の設立については、事務所としても対応し、9条の会・北九州憲法ネットの代表世話人座長、弁護士会（日弁連、部会）の人権擁護委員会の活動などを通じて、9条を含めた改憲を阻止し、憲法を活かす活動を続けてきたし、これからも続けていきたいと考えています。今後もますますのご支援をお願いします。